

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、 原の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定・改正・廃止する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う 廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との 対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第3条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り締り分野の 判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	案作成者	作成開始予定
ISA	電気	制定	C1513-2	電気音響—オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器)—第2部：型式評価試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional)-Octave-Band Filters—Part 2: Pattern evaluation tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は一部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1~3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61260が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 2であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、定期試験方法を定めたPart 3についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼性の確保、建築音響に関する測定方法(JIS A1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 適合性 6 事前検査 7 電源 8 環境条件 9 試験の一般要求事項 10 中間測定数における相対誤差又は実効帯域幅差	C1513, C1514	IEC 61260-2:2017 Electroacoustics—Octave-band and fractional-octave-band filters—Part 2: Pattern evaluation tests	IDT	第2条の該当号： 第4号(試験方法) 対象事項： 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会	2020年4月
ISA	電気	制定	C1513-3	電気音響—オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器)—第3部：定期試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional)-Octave-Band Filters—Part 3: Periodic tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は一部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1~3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61260が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 3であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、型式評価試験を定めたPart 2についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼性の確保、建築音響に関する測定方法(JIS A 1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 適合性 6 事前検査 7 電源 8 環境条件 9 試験の一般要求事項 10 中間測定数における相対誤差又は実効帯域幅差 11 直線動作範囲、測定範囲、レベルレンジ制御及び過負荷表示 12 直線動作範囲の下限 13 相対誤差量の測定 14 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-3:2016 Electroacoustics—Octave-band and fractional-octave-band filters—Part 3: Periodic tests	IDT	第2条の該当号： 第4号(試験方法) 対象事項： 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会	2020年4月